

平成24年

第1回市議会定例会 議案第54号

函館市奨学金貸与条例の一部改正について

函館市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

第1条 函館市奨学金貸与条例（昭和26年函館市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条および第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項中「選定及び奨学金額」を「規定による選定および奨学金の額」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項ただし書中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第2項中「又は教育委員会」を「または市長」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第10条および第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「教育委員会に届出なければ」を「市長に届け出なければ」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 休学し、復学し、転学し、または退学したとき。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条を次のように改める。

（規則への委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第2条 函館市奨学金貸与条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「住民票に記載されて」を「住民基本台帳に記録されて」に改め、「および外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき函館市の外国人登録原票に登録されている者で市長が定めるものの子弟」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月9日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の函館市奨学金貸与条例（以下「改正前の条例」という。）第4条の規定により選定された奨学生である者は、第1条の規定による改正後の函館市奨学金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定により選定された奨学生とみなす。
- 3 改正前の条例第5条第1項の規定により設けられた奨学資金運営委員会は、改正後の条例第5条第1項の規定により設ける奨学資金運営委員会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条第3項の規定により奨学資金運営委員会の委員に委嘱されている者（以下「旧委員」という。）は、改正後の条例第5条第3項の規定により奨学資金運営委員会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定によりされている届出は、改正後の条例の規定によりされた届出とみなす。

(提案理由)

機構改革ならびに住民基本台帳法の一部改正および外国人登録法の廃止に伴い規定を整備し，ならびに外国人の子弟の奨学生に係る資格要件を廃止するため